

経営者のための法律相談Q&A その34 行方不明の相手に対する民事訴訟の提起

1 はじめに

お金を貸した相手や取引先が夜逃げをして行方不明になってしまった場合、その相手とは接触することができなくなってしまったわけですから、交渉により回収することはほぼ不可能でしょう。

それでは、民事訴訟を起こして回収を図ることはできるでしょうか。そもそも、相手の住所がわからない場合に民事訴訟を起こすことができるのでしょうか。

2 民事訴訟の開始の流れ

ここで、民事訴訟が開始する流れを確認しましょう。

民事訴訟を起こす場合、まずは請求をする側（原告）から訴状を裁判所に提出します。その際、訴状は裁判所用の正本と相手（被告）用の副本の2通用意します。この副本は、裁判所が訴状に記載された相手の住所に送達します。

そして、民事裁判のルール上、この

裁判所から送達された訴状副本を相手を受領しなければ裁判は開始されないのです。よって、訴状に記載した相手の住所に相手がいない場合は、訴状が受領されず、裁判は始まりません。

3 公示送達

それでは、相手が行方をくらました場合には民事訴訟によっても回収を図ることができなくなるのでしょうか。答えはノーで、法律（民事訴訟法）は、このような場合に備えて「公示送達」という救済手段を与えています。

みなさんは、裁判所の前にあるクリアケースでできた掲示板をご覧になったことはありませんか。公示送達というのは、あの掲示板に、「訴訟が提起され、その副本等の訴訟書類を裁判所が預かっているので取りに来るように」と書面を張り出し、それから二週間経過すれば、その訴状が相手により受領されたとみなす制度です。よって、公示送達をすると、住所がわからない相手でも裁判を開始

することができるようになります。

こう聞くと、相手が行方不明でも公示送達を使えば簡単に裁判を開始できるかもしれないと考えられるかもしれませんが、現実には、裁判所は公示送達をすることを簡単には認めません。裁判所は、公示送達を利用する前に、原告に対して、相手の住所地に相手がいないこと、また法律上は就業場所にも送達できませんから、相手の就業場所を調べ、就業場所がわかればそこに相手がい

ないことを、徹底的に調査し、報告することを求めています。

私もそうですが、あの裁判所の掲示板を頻繁に確認する人はいません。よって、公示送達がされた場合には、ほぼ一方当事者が不在のまままで審理、判決されることになりま

す。つまり、公示送達を簡単に認め

4 勝訴したけれども…

相手が行方不明であるかどうかにかかわらず、およそ相手に金銭を請求する場合、勝訴して強制執行をかけるめばしい財産が相手にあるかどうか、つまり相手に財産があつてその財産に強制執行をすることで現実に債権を回収できるかどうかという点について、原告は注意する必要があります。

相手が行方不明になった場合、一般的に、その相手には財産がほとんどない可能性が非常に高いと思われます。そうすると、一概には言えませんが、相手が行方不明である場合は、公示送達により裁判が開始して勝訴したとしても、通常の場合に比べて、債権回収の見通しが厳しいことが多いでしょう。

（本稿担当） 上松 祐二

弁護士法人あすか 東広島事務所
〒739-0015
東広島市西条栄町10番27号
栄町ビル5階
☎49317100 FAX 49317101
弁護士 福田浩・今田健太郎東広島担当・上楨裕章・
谷脇裕子東広島担当・中岡正薫・上松祐二